

令和5年4月11日付け(全日制の課程)及び4月当初付け(定時制の課程及び通信制の課程)公立高等学校転入学・編入学者の選抜の実施について

【全日制の課程】

1 対象者

(1) 転入学対象者

ア 県外からの転入学

保護者（親権者又は未成年後見人をいう。以下同じ。）の転勤等により、県外から県内へ転居する等生活条件が変わり、現に在籍している高等学校への通学が不可能又は著しく困難になると認められる者

イ 県内における転居を伴う転入学

県内に在住する高等学校の在籍者で、保護者の転勤等に伴う転居により、上記アに準ずる程度に通学が困難になると認められる者

ウ 転居を伴わない転入学

県内に在住する高等学校の在籍者で、教育的配慮を必要とする特別の事情により、現に在籍している高等学校における学業の継続が著しく困難と認められる者

(2) 編入学対象者

○ 海外帰国生徒

次の(ア)及び(イ)の条件をいずれも満たす者

(ア) 海外において、日本の高等学校に相当する学校に在籍している者

(イ) 海外から保護者の転勤等に伴い県内へ転居する者

(注) (1)及び(2)の対象者のうち、海外帰国生徒特別募集及び在県外国人等特別募集を行う高等学校の特別募集枠を志願する場合は、それぞれの特別募集の志願資格を満たしている者

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------------------|
| 2 受付締切日 | 令和5年4月7日（金曜日） |
| 3 受付場所 | 各志願先高等学校 |
| 4 検査実施日 | 令和5年4月10日（月曜日） |
| 5 検査実施会場 | 各志願先高等学校 |
| 6 選抜実施校 | 県立 132校（132校中） 市立14校（14校中） |
| 7 募集人員 | 各実施校の募集人員は、各高等学校により異なる。 |
| 8 選抜のための検査 | 学力検査を行わず、各高等学校が定める学力検査以外の検査により実施する。 |
| (1) 普通科(単位制を含む)、専門学科(単位制を含む)、総合学科 | 面接（一部の学校では、これに作文を組み合わせて実施） |
| (2) 海外帰国生徒特別募集 | 面接（一部の学校では、これに作文を組み合わせて実施） |
| (3) 在県外国人等特別募集 | 面接（一部の学校では、これに作文を組み合わせて実施） |

【定時制の課程】

1 対象者

(1) 転入学対象者

本人の住所又は勤務先が県内にある者で、次のいずれかの条件を満たす者とする。

ア 本人の転居又は勤務先の異動等の生活条件の変動により、現に在籍している高等学校への通学が不可能又は著しく困難になる者

イ 高等学校の在籍者で、特別の事情があると在籍校及び転入先の高等学校長が認めた者

(2) 編入学対象者

○ 海外帰国生徒

次の(ア)及び(イ)の条件をいずれも満たす者

(ア) 海外において、日本の高等学校に相当する学校に在籍している者

(イ) 海外から保護者の転勤等に伴い県内へ転居する者

- | | |
|-----------------|--|
| 2 受付締切日 | 原則として検査実施日の前日 |
| 3 受付場所 | 各志願先高等学校 |
| 4 検査実施日 | 令和5年4月10日（月曜日）から4月30日（日曜日）までの間で校長が定める。 |
| 5 検査実施会場 | 各志願先高等学校 |
| 6 選抜実施の有無及び募集人員 | 4月1日付け転入学・編入学の実施結果により各高等学校で異なる。 |
| 7 選抜のための検査 | 面接（一部の学校では、これに作文を組み合わせて実施） |

【通信制の課程】

1 対象者

(1) 転入学対象者

本人の住所又は勤務先が県内にある者で、本人の転居又は勤務先の異動等の生活条件の変動により、現に在籍している高等学校への通学が不可能又は著しく困難になる者

(2) 編入学対象者

○ 海外帰国生徒

次の(ア)及び(イ)の条件をいずれも満たす者

(ア) 海外において、日本の高等学校に相当する学校に在籍している者

(イ) 海外から保護者の転勤等に伴い県内へ転居する者

- | | |
|-----------------|---------------------------------------|
| 2 受付締切日 | 原則として検査実施日の前々日 |
| 3 受付場所 | 各志願先高等学校 |
| 4 検査実施日 | 令和5年4月2日(日曜日)から4月15日(土曜日)までの間で校長が定める。 |
| 5 検査実施会場 | 各志願先高等学校 |
| 6 選抜実施の有無及び募集人員 | 4月1日付け転入学・編入学の実施結果により各高等学校で異なる。 |
| 7 選抜のための検査 | 面接又は作文 |

【検査結果の閲覧について】

転入学者及び編入学者の選抜の検査結果(検査の得点)については、本人の申し出により閲覧することができます。

- | | |
|-----------|---|
| 1 閲覧対象 | 本人の検査の得点 |
| 2 閲覧の場所 | 志願先の高等学校 |
| 3 閲覧の方法 | 採点結果一覧表等のうち本人の検査の得点を書かれた部分を閲覧する。 |
| 4 本人確認の方法 | 受検票の提示 |
| 5 閲覧の期間 | 合格発表日より1か月間(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
注) 閲覧できる時間は志願先の高等学校に直接お問い合わせください。 |